

専門研修プログラムの必要な改善事項に関する意見の調整について
(内科、外科、整形外科、産婦人科)

1 これまでの取組

月 日	内 容
3月31日	専門研修プログラムの認定に向けた調整について厚生労働省から要請があった。 ※参考資料1のとおり
4月12日 ～	内科、外科、整形外科、産婦人科の4基本診療領域の専門研修プログラムの申請情報が、一般社団法人日本専門医機構から厚生労働省を通じて県に提供された。 ※申請情報は、参考資料2及び参考資料3のとおり ※小児科、総合診療に関する申請情報は未だ提供なし
4月22日 ～	県は、専門研修基幹施設(以下「基幹施設」という。)に対して、次の方針について県内の専門研修連携施設(以下「連携施設」という。)への説明を依頼した。 ① 指導医の配置方針 ② 専攻医のローテーション方針
5月2日 ～	県は、県内の連携施設に対して、次の点について意見照会を行った。 ① 指導医の配置方針で改善が必要なこと。 ② 専攻医のローテーション方針で改善が必要なこと。 ③ その他基幹施設との間で改善が必要なこと。
5月20日 ～	県は、連携施設から提出された改善事項に関する意見を基幹施設に伝え、連携施設との調整と調整結果の報告を基幹施設に依頼した。
5月23日	平成28年度第1回岡山県医療対策協議会 議題: 専門研修プログラムの認定に向けた調整スケジュールについて
6月2日 ～	基幹施設から連携施設との調整結果が県に報告された。
6月20日 (本日)	平成28年度第2回岡山県医療対策協議会 議題: 専門研修プログラムの必要な改善事項に関する意見の調整について

2 連携施設から提出された意見の調整結果

(1) 意見を提出した連携施設数及び意見の件数

基本診療領域	内科	外科	整形外科	産婦人科	計
意見を提出した連携施設数	23	9	9	5	46
意見の件数	46	16	20	10	92

(2) 連携施設から提出された意見の内容及び基幹施設による調整結果

資料1-2のとおり。

なお、連携施設から提出された意見に対して基幹施設が連携施設に説明等を行い、基幹施設による説明等の内容について連携施設の了解は得られている。また、今回の意見調整により専門研修プログラムの修正が必要となった事案はない。